

## 佐賀県佐賀市と国立大学法人佐賀大学との相互協力協定書

佐賀県佐賀市と国立大学法人佐賀大学とは、相互の発展をめざして幅広い分野で協力するために、ここに協定を締結する。

1. 両者は次の事項について協力する。
  - 1) 教育・文化・生涯学習及び人材育成
  - 2) 地域振興及び産業振興
  - 3) 情報化社会の構築
  - 4) 地域医療及び福祉の向上
  - 5) 学生と地域の相互交流による協働体制の確立
  - 6) その他相互に連携・協力が必要と認められる事項
2. 協力の形式及び協力の成果の利用方法等については、各々の課題に応じて両者間で協議する。
3. この協力協定が効果あるものとなるよう、定期的に協議の場を持って推進を図る。
4. この協定は両者の代表が署名した日に発効し、以後3年間有効とする。ただし、佐賀市又は佐賀大学からの異議申し立てがない場合は、3年ごとに自動的に更新されるものとする。
5. 本協定書は2通作成され、いずれも正文とする。

平成19年11月29日

佐賀県佐賀市長

国立大学法人 佐賀大学長

秀島敏行

長谷川照